

水と緑と人が輝く三島の景観づくり
- 優れた自然・歴史・文化を未来に活かす -

三島市景観計画

(改訂版)

令和6年2月

三島市

ごあいさつ



三島市は、富士箱根伊豆国立公園の玄関口として、年間2000万人以上の乗降客があるJR三島駅や、年間約300万人が訪れる源頼朝ゆかりの三嶋大社、東海の名園といわれた「市立公園楽寿園」のほか、市街地には源兵衛川、蓮沼川、桜川など富士山の湧水を象徴する小河川や水辺の緑があります。

これらの資源を生かし、個性的で魅力あるまちづくりを行っていくため、本市は、平成16年に制定された景観法に先駆けて、平成12年に都市景観条例を制定し、「景観重点整備地区」や「景観重要建築物」「眺望地点」の指定など市独自の景観施策に取り組み、平成18年に景観行政団体になったことから、法に基づくさらなる取り組みを行うため、平成21年に「三島市景観計画」を策定いたしました。

平成23年3月には、まちづくりの羅針盤である「第4次三島市総合計画」と「第3次国土利用計画（三島市計画）」を策定し、『せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～』を将来都市像の目標として新たに決めました。

三島市には、先人達が、長い歴史の中で守り育ててきた水と緑、歴史や文化などの貴重な財産がありますので、これらにさらに磨きかけた景観形成に引き続き取り組んでいくとともに、新たに「花」を加え、住んでいる人も観光で訪れた人も癒される“美しく品格のあるまち”を目指した『ガーデンシティみしま』の形成も良好な景観形成として取り組んでまいります。

そして、これらの個性豊かな景観施策を実現していくことによって、市民の皆様が“三島で生まれて良かった”“三島で育って良かった”“三島で暮らして良かった”というようなアイデンティティーを感じていただけるように、まちづくりを展開していきたいと考えております。

結びに、本計画の策定・変更にあたりご協力いただきました市民の皆様及び関係者各位に心より感謝を申し上げます。

三島市長 豊岡 武士

目 次

序

1) はじめに	1
2) 景観計画の位置づけ	2
3) 景観計画の構成	3
1 景観計画区域	4
2 良好な景観の形成に関する方針	8
1) 市域全体の景観形成の方針等	8
2) ゾーン別の景観形成方針	16
3) 箱根西麓地域の土地利用上の景観形成の方針	19
4) 建築物等の景観形成の方針（市域全域）	20
5) 特に景観形成を図る必要がある地区の景観形成の方針等	22
6) 眺望地点に関する方針	22
3 良好な景観の形成のための行為の制限	23
1) 届出対象行為	23
2) 景観形成基準	24
4 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	31
1) 景観重要建造物	31
2) 景観重要樹木	31
5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する 物件の設置に関する方針	32
6 景観重要公共施設の整備に関する事項	33
1) 景観重要公共施設等の名称及び区間等	33
2) 景観重要公共施設等の整備・保全に関する方針等	35
3) 景観重要公共施設等の許可の基準	37
用語解説	38